

府中市の「公契約に関する制度（案）」について意見を提出

伊藤久雄（NPO法人まちばっとスタッフ）

公契約条例とは、自治体が建設工事・業務委託・指定管理等に従事する従事者の労働報酬下限額を設定し、事業者に下限額の支払いを義務づけるものである。全建総連によれば、現在の全国自治体の制定状況は90条例である（別紙参照）。

＜公契約条例一覧表（類型別） 全建総連作成＞

- ・賃金条項が盛り込まれた条例 33条例
- ・公契約の総則的事項を規定（賃金条項なし） 57条例

野田市で2010年2月、全国初の公契約条例が策定されて以降今日まで、私（伊藤）も全国の仲間とともに公契約条例の策定のために活動してきたが、私は公契約条例に該当する重要な条件に下表の要件をあげてきた。

公契約条例に該当する重要な要件

要件	事例
最低賃金	<ul style="list-style-type: none">○条例に、作業報酬下限額、労働報酬下限額、賃金下限額などの規定を置き、その基準となる単価の根拠（地域最低賃金以外）を明示。 ＊基準の根拠を規則で定める場合もある。
元請け事業者の連帯責任	<ul style="list-style-type: none">○「連帯責任」が条例に成文化されているのが最も望ましい。○条例に「連帯責任」が明示規定されていない場合でも、受注者（元請者）の責任として「対象労働者」（対象労働者に下請労働者が明確に規定されていることが必要）に対する労働報酬下限額等の支払いが明示されていることが必要。（規則に明示する場合も同様）
労働者の権利保障	<ul style="list-style-type: none">○労働者（適用労働者すべて）による「申出」規定○申出た労働者に対する不利益取り扱い禁止規定＊条例には規定せず、規則や特約条項等に定める場合もある。
適用範囲（対象事業）	<ul style="list-style-type: none">○工事契約○委託契約○指定管理者との協定＊この3種類の契約・協定が対象となっていること。
適用労働者	<ul style="list-style-type: none">○受注者に雇用される者○下請者に雇用される者○派遣労働者○一人親方
第三者機関設置	<ul style="list-style-type: none">○最低賃金を審議するための審議会、委員会等の設置○審議会等構成に労働者側委員が入る。

府中市の公契約に関する制度（案）は、この条件を満たしている。しかし、まだまだ不十分なところがある。つまり必要条件を満たしているが、十分条件は不十分だということである。それは主に次の諸点である。

- ・建設工事の対象予定価格を1億円から5000万円に
 - ・対象職種（業務）の拡大
 - ・指定管理者が再委託する業務だけでなく、すべての業務を対象に
 - ・「適正な予定価格の積算」を独立項目に
 - ・労働報酬下限額は業務内容（職種）に応じて定める
- これを私は過度な要求だとは思わない。府中市が全国トップレベルの条例を策定して欲しいと願うからである。

<参考資料>

■公契約条例一覧表（類型別）全建総連

[1071aab4241b4166d69141c9eccdc67f.pdf](#)